

交渉情報	NO.68	信越支社郵便事業本部 オペレーション部・総務部
JP労組 信越地方本部	2013年1月11日	添付資料:3枚

新潟中局郵便課における「ネットワーク再編の実施計画」並びに 「具体的要員措置計画」に関する大綱整理及び意思疎通について

信越地方本部は信越支社郵便事業本部オペレーション部並びに総務部と本日（1月11日）、新潟中局郵便課における「ネットワーク再編の実施計画」並びに「具体的要員措置計画」について大綱整理をはかりました。

標記については、「ネットワーク再編の暫定実施について（交渉情報 NO.56）」並びに「ネットワーク再編の暫定実施に伴う具体的要員措置計画について（交渉情報 NO.59）」で周知し、実施計画に対する意見表明（信越地本 第 29 号－2012.12.21）を提出したところです。

整理に当たり、信越支社郵便事業本部西村オペレーション部長から「年末年始業務は大きな混乱や事故もなく終えることができた。JP労組の協力に感謝申し上げる。繁忙期の中で、ネットワーク再編実施計画について精力的に交渉を重ね、短期間で地方整理できた。本施策は、郵便再生ビジョンにあるが、新潟中央局・新潟中局間で先行的に実施することとなった。成果と課題を検証し、今後の展開につなげていきたい。」との決意が述べられました。

これを受け、信越地方本部内山副委員長は「郵便再生ビジョンの施策以外にも郵便局の組織再編は検討されると思うが、お客さまに迷惑をお掛けしないよう、業務混乱がないよう、現地指導の徹底や環境整備を要請する。要員協議で配置転換となる組合員・社員に対しては、意欲を持って仕事に取り組める対応をお願いしたい。」との考え方を示しました。

要求及び回答内容については支社資料を参照願いますが、ほぼ要求項目について答えていると判断しています。以下、ポイントを記載します。

【要求回答要旨】

- 1 深夜勤務が廃止され、5時から22時の勤務形態となるが、大まかな変更点を質したことに對して支社は、
「5時台から自配分の1パス・2パス処理を行なう。現在、深夜勤で行なってい

る小形郵便物の差立作業は新潟中央局に移管する。(押印、取り揃えは新潟中局)」
としました。

- 2 ゆうゆう窓口が20時で終了となるが、混乱のないようお客さま周知の徹底を求めたことに対して支社は、
「新潟中局窓口で周知文の掲出及びエリア内郵便局におけるチラシ配布、日常的な利用事業所は訪問の上説明する。また、新潟中央局及び新潟西局のゆうゆう窓口開設時間等をチラシに記載する。」としました。
- 3 下1号前抜便と下1号便の名称を確認したことに対して支社は、
「下1号便とは新潟・新潟西下2(5:20着)を指し、前抜便とは新潟・新潟中下1(5:05着)を示す。」としました。
- 4 早出出勤者に必要な台数の駐車場確保を求めたことに対して支社は、
「現在5台分用意してあるが、不足する場合は必要数を確保する。」としました。
- 5 計画人員表における役職定数の減は、属人的に示すものか質したことに対して支社は、
「具体要員措置計画は新潟中局郵便課の過員解消が目的であり、属人的なものではない。但し、計画人員の変更に伴い、役職基準の見直しは行なう。」としました。
- 6 期間雇用社員も含めた年休取得に万全を期すよう求めたことに対して支社は、
「期間雇用社員も含めて、全社員の取得計画を作成しており、次年度も同様の管理を行なう予定。計画的な付与が可能となるよう必要人員の確保も含め、万全を期すよう指導する。」としました。
- 7 ネットワーク再編構想の「新統括局」について明らかにするよう求めたことに対して支社は、
「平成26年度に新潟県央地域において地域区分局の開設を目指しているが、現在検討中。」としました。
- 8 新潟中局近隣の欠員局を示すよう求めたことに対して支社は、
「新潟中央局、両津局、新発田局、新津局、中条局(平成24年10月末現在)」としました。
- 9 営業要員の現在員状況及び要員協議対象となるのか質したことに対して支社は、
「現在、新潟中局に営業要員の配置はない。要員協議の対象からは外れる。」としました。

10・11 丁寧な社員説明及び期間雇用社員について「雇止め」は行なわないよう求めたことに対して支社は、

「実施概要等の業務内容、勤務時間の変更点及び配置転換希望調書について丁寧に説明を行ない、必要に応じて個別対応を行なうよう指導する。

期間雇用社員へも同様に説明し、意向確認を行なった上で他業務や近隣局へ斡旋、雇用確保に努める。なお、これら措置によっても余剰労働力の解消が困難な場合は、勤務日数や雇用時間等の変更を行なう場合がある。」としました。

【意思疎通のスケジュール】

1 支部段階

ルールに基づく「支部窓口」を1月25日（金）までに終了させる。

2 社員周知

支部窓口と並行し、速やかに社員周知を実施する。

3 その他

(1) 5時台始業勤務を実施するため、労働協約及び社員就業規則の改正について対応を行なう。(サービス改正に関する支部段階での意思疎通は別途)

(2) 新潟中局の定例窓口で実施計画や事前の準備状況等について、必要な意思疎通を行なう。

最終的に以上を確認し、大綱整理しました。なお、支部窓口と単局窓口はより効果的に開催できるよう対応願います。

また、現在組合員説明を行なっていますが、配置転換希望調書並びに意向確認調書に提出に関して、行き違いがないう支部・分会対応を重ねて要請します。